

## 第9節 公害等相談について

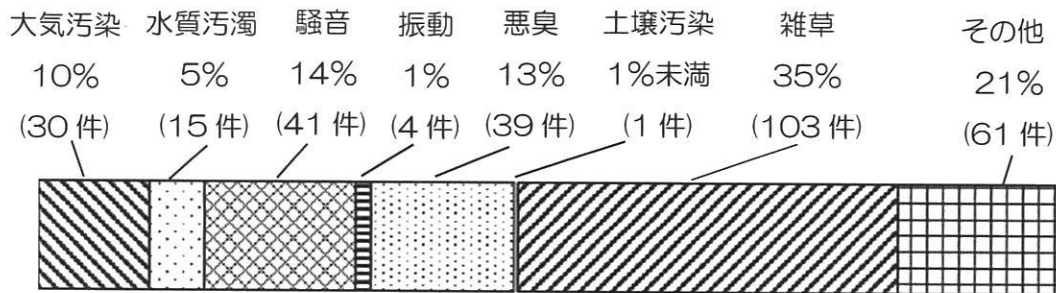
市には日々、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のほか、空き地の雑草や廃棄物の投棄などについて、市民から相談が寄せられています。

### 1 平成28年度の相談状況

平成28年度に市へ寄せられた相談は、294件でした。

#### ① 公害等種類別の内訳

「雑草」についての相談が最も多く、次いで「騒音」、「悪臭」でした。「地盤沈下」についての相談は寄せられませんでした。



※小数点以下四捨五入

#### ② 公害等種類別の特徴

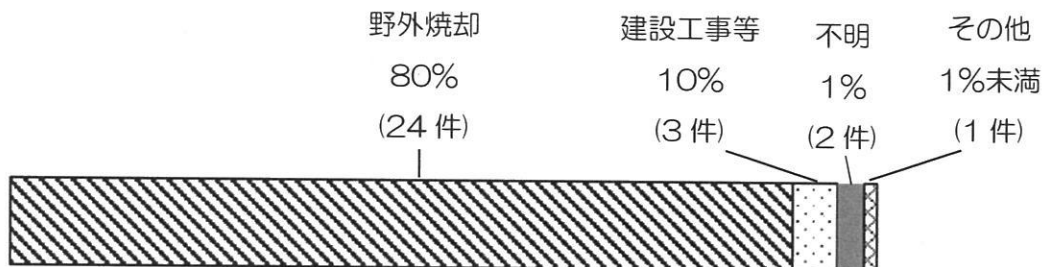
公害等の種類ごとの特徴は次のとおりです（原因者の区分については、総務省公害等調整委員会の「公害苦情調査」を参考にしています）。

##### ・大気汚染

大気汚染については、30件の相談が寄せられました。

原因は、ドラム缶等によるゴミの焼却などの「野外焼却」が大きな割合を占め、次いで「建設工事等」となっています。

市では、例年野外焼却についての相談が多く寄せられていることから、野外焼却の禁止についての記事を市報に掲載するなど、相談が寄せられる前の対応に努めました。



※小数点以下四捨五入

・水質汚濁

水質汚濁については、15 件の相談が寄せられました。

河川の汚濁に関するものが主ですが、汚濁の程度は、排水管付近のみに留まる小規模なものから、河川全面にわたる大規模なものまで様々です。河川の汚濁の原因については、実際に汚水が河川に流入しているときでないとは特定が難しく、11 件（73%）が原因不明でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率をあげることが課題です。

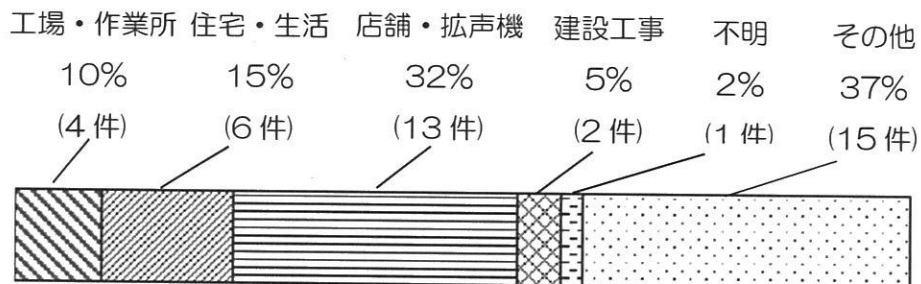
・騒音

騒音については、41 件の相談が寄せられました。

原因は、「店舗・拡声機」が最も多くなっています。

「住宅・生活」に含まれる騒音については生活騒音と呼ばれ、騒音の規制基準などが法令で定められていません。そのため、最終的な解決は当事者間で行うのが原則になります。市では、普段見落としがちな生活騒音の例についての記事を市報に載せて注意を促すなど、生活騒音防止の啓発に努めています。

また、店舗からの騒音防止の啓発として、狭山保健所との連携により、食品営業許可申請及び更新の際に、音響機器（カラオケ等）を設置する飲食店等に対して、深夜の営業に際しての騒音の指導を行っています。平成 28 年度は、15 件の店舗に対して指導を行いました。（第 3 節 2 参照）



※小数点以下四捨五入

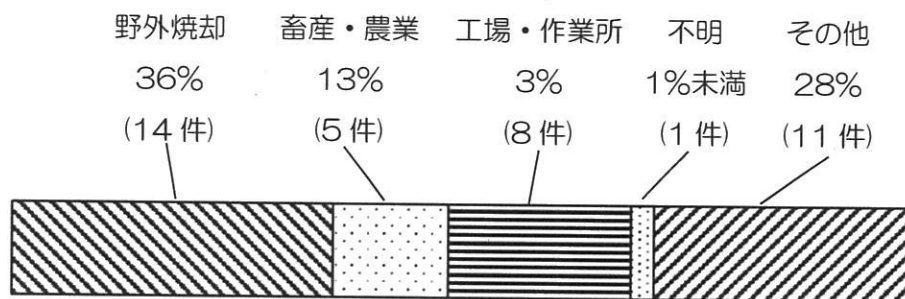
・振動

振動については、4 件の相談が寄せられました。

・悪臭

悪臭については、39件の相談が寄せられました。

原因は、「野外焼却」が最多でした。



※小数点以下四捨五入

・土壌汚染

土壌汚染については、1件の相談が寄せられました。

・地盤沈下

地盤沈下についての相談はありませんでした。

・雑草

雑草は最も多く、103件の相談が寄せられました。

相談の原因となった土地については、「民地」が89件と全体の86%を占め、次いで「市有地」(7件、7%)、「国有地」(5件、5%)、「県有地」(2件、2%)でした。

市では、市民の方からの相談を受けた場合、「入間市空閑地の環境保全に関する条例」に基づき、土地の所有者または管理者へ除草の依頼を行っています。

・その他

その他としては、61件の相談が寄せられました。

隣家・近所の樹木の管理について(45件)をはじめ、様々な相談がありました。





## 2 公害等相談の推移

平成 19 年度から 28 年度の 10 年間における年度別相談件数は次のとおりです。200 件を下回った平成 24 年度を除いて、250～300 件周辺で推移しています。公害等の種類別に見ると、「雑草」は依然として件数・割合ともに高水準である一方、「大気汚染」の相談件数は減少傾向にあります。「地盤沈下」の相談は、この 10 年間寄せられていません。

空き地の雑草についてのパトロールを強化し、相談が寄せられる前に対応することや、原因者に対して法令を周知させることなどにより、相談を減少させることが課題です。

年度別相談件数の推移

